

【資料3】

市町村運営有償運送（外出支援サービス）の更新登録について

菊陽町福祉生活部介護保険課

○協議内容の概要

菊陽町では、家庭内での送迎や一般公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者を対象とした外出支援サービス（病院等への通院）を行うため、平成12年7月から運輸省九州運輸局熊本陸運支局（当時）より自家用自動車有償運送の許可を得て、業務を菊陽町社会福祉協議会に委託・実施してきました。

その後数回の許可期限の延長を経て平成18年10月1日から道路運送法（以下「法」という。）の改正により、本事業が許可制から登録制に変更になるとともに、法78条第2号に規定する市町村運営有償運送の市町村福祉輸送として取り扱われることになり、登録有効期限が平成26年9月30日までになりました。

今回の地域公共交通会議は、菊陽町が国土交通省九州運輸局熊本運輸支局に現在の登録を更新するのに必要な協議を関係者により行っていただくため開催するものであります。

今回の更新登録の主な内容は次の通りです。

- 1 許可を受ける者 菊陽町
- 2 登録番号 九熊市福第11号
- 3 種別 市町村福祉輸送
- 4 許可開始日 平成12年7月5日
- 5 運送の区域 菊陽町役場を起点として路程が10km以内
（菊陽町内・隣接市町）
- 6 受託者 菊陽町社会福祉協議会
- 7 運転者 菊陽町社会福祉協議会職員4人（普通1種 認定講習修了者）
- 8 使用車両 福祉車両（リフト付車両）2台
・普通車 日産キャラバン
・軽自動車 ダイハツムーブ
- 9 対象者 菊陽町内に居住するおおむね65歳以上の老衰、心身の障害及び傷病等の理由により臥床している者又は下肢が不自由な者等であり、家庭内において送迎すること又は一般の交通機関を利用することが困難な者

- 10 登録者 9人（平成26年6月1日現在）
下肢機能障害の方、視力障害の方
- 11 利用実績 延92人 往復348回（平成25年度）
- 12 利用料 片道500円／回（定額制）
- 13 利用目的 医院・病院への通院
- 14 医療機関 菊陽町役場を起点として路程が10km以内
菊陽町、大津町、熊本市（武蔵ヶ丘地区）
町内 5ヶ所 町外 3ヶ所
- 15 自動車保険 対人・対物賠償は無制限
人身傷害保険（5,000万円）、搭乗者傷害保険（1,000万円）
- 16 運送責任者 菊陽町長
- 17 運行管理責任者 菊陽町福祉生活部介護保険課長
菊陽町社会福祉協議会事務局長

※ このサービスの利用については、基本的に、介護保険タクシーを利用できない要支援の認定を受けた方や、身体機能の衰えた二次予防事業対象者を対象としており、介護保険タクシー会社との棲み分けを行っている。